

平成十三年国土交通省令第八十六号

踏切道改良促進法施行規則

踏切道改良促進法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五号）の施行に伴い、並びに踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項並びに第四条第一項及び第八項の規定に基づき、踏切道の立体交差化、構造の改良及び保安設備の整備に関する省令を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバード型警報装置及び踏切支障報知装置をいう。

2 この省令で「一日当たりの踏切自動車交通遮断量」とは、当該踏切道における自動車（二輪のものを除く。以下同じ。）の一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間乗じた値をいう。

3 この省令で「一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量」とは、当該踏切道における歩行者及び自転車（一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間乗じた値をいう。）

(踏切道指定基準)

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの

三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの

四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの

ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの

ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの

ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの

五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの

ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したものの  
八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの  
九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

(踏切道改良基準)

第三条 法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定指定基準（当該踏切道の指定に際して該当するとされた前各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 前条第一号から第五号までに掲げる基準 道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち立体交差化、構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。）、舗装の着色（歩行者と車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下同じ。）とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。）、歩行者等立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者又は自転車等が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。）の整備、保安設備の整備その他の改良の方法（以下「特定改良方法」という。）であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道が特定指定基準に該当しなくなると認められるものであること。

二 前条第六号から第九号までに掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

三 前条第十号に掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

2 地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故の防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが見込まれるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

(通知の方法)

第四条 法第三条第四項の規定による通知は、当該踏切道が第二号各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

(地方踏切道改良計画の添付書類)

第五条 法第四条第一項の地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

第六条 法第四条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 改良を実施する踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名
- 二 工事の概要
- 三 工事に要する費用の総額及びその内訳
- 四 工事着手予定時期及び工事完了予定時期
- 五 踏切道の近傍に立地する他の踏切道に関する事項がある場合には、その事項

六 前各号に掲げるもののほか、踏切道の改良に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(国踏切道改良計画の記載事項)

第七条 法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(補助の申請)

第八条 法第十条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日(保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日)において当該完了した日の属する年(保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年)の四月一日の属する事業年度の前事業年度(以下「前事業年度」という。)の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下「申請期間の開始の日」という。)から翌年(申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年)の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書(第一号様式)に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 保安設備整備費決算表(第二号様式)

二 前事業年度末からさかのぼり一年間に係る鉄道事業会計規則(昭和六十二年運輸省令第七号)第五条の規定により作成した損益計算書

三 前事業年度末における鉄道事業会計規則第五条の規定により作成した貸借対照表

(保安設備整備工完了届)

第九条 法第十条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工完了届(第三号様式)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十条 法第十条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を経由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。(事業用固定資産の価額)

第十一条 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二二号。以下「令」という。)第二条の事業用固定資産の価額は、第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額とする。

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

第十二条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外の事業を営む場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

一 営業外収益にあつては、各事業の営業収益の百分率

二 営業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ 支払利子にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

ロ 支払利子以外の営業外費用にあつては、各事業の営業費の百分率

三 事業用固定資産の価額にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

(立体交差化工事施行者にならうとする者の申請の手続)

第十三条 立体交差化工事施行者にならうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

一 次に掲げる事項を記載した特定連続立体交差化工事(令第五条に規定する特定連続立体交差化工事をいう。以下同じ。)に関する工事実施計画

ロ 特定連続立体交差化工事に要する費用の総額及びその内訳

ハ 特定連続立体交差化工事の工程表

二 次に掲げる事項を記載した特定連続立体交差化工事に関する資金計画

イ 資金の調達方法

ロ 資金の使途

三 特定連続立体交差化工事に関する収支計画

四 特定連続立体交差化工事を適確に行うに足りる能力があることを説明した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員又は社員の履歴書

ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿

ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

ホ 組織を明らかにする書類

ヘ 法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書

ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

ニ 組織を明らかにする書類

ホ 法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(立体交差化工事施行者の決定の通知)

第十四条 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が令第六条の要件に適合すると認めるときは、当該申請をした者並びに関係都道府県及び市町村に対し、その旨を通知するものとする。

(貸付申請の手続)

第十五条 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第十一条第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 都道府県又は市町村の当該年度における特定連続立体交差化工事に係る貸付けの金額及びその時期

二 都道府県又は市町村の貸付けを受ける立体交差化工事施行者の当該年度における特定連続立体交差化工事に係る工事実施計画の明細

三 都道府県又は市町村の貸付けを受ける立体交差化工事施行者の当該年度における特定連続立体交差化工事に係る資金計画の明細

四 都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道)

第十六条 令第五条の国土交通省令で定める踏切道は、第二条第一号から第三号までのいずれかに該当する踏切道とする。

(報告の徴収)

第十七条 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、法第十三条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を、鉄道事業者にあつては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、国土交通大臣以外の道路管理者にあつては国土交通大臣に、それぞれ提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

## 附則 抄



## 第3号様式

国土交通大臣 殿

年 月 日

住 所

氏名又は名称 目

保 安 設 備 整 備 工 事 完 了 届

下記のとおり保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了しました。

記

- 1 踏切道の名称及び位置
- 2 保安設備の種類
- 3 踏切道に係る道路の種類
- 4 工事に要した費用 金 円
- 5 工事完了年月日

備考 保安設備の種類は、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置又は踏切支障報知装置の別を記入し、踏切遮断機については、自動式又は手動式の別をかつこ書で記入すること